

## 国土審議会計画部会（第9回）

令和4年4月26日

**【総務課長】** それでは、定刻になりましたので、ただいまから国土審議会第9回計画部会を開催いたします。私、事務局を務めております国土政策局総務課の笹原でございます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、本日の会議の公開につきまして説明いたします。国土審議会運営規則第5条の規定により、国土審議会の会議は原則として公開することとされております。したがって、当部会も、会議、議事録ともに原則公開することとし、本日の会議も一般の方々に傍聴いただいております。この点につきまして、あらかじめ御了承ください。

本日の会議はウェブ形式で開催させていただいております。回線の不調等によりまして行き届かない点等ございましたら、御容赦ください。ウェブ会議の運営方法につきましては、基本的なルールを事前に資料とともにお送りしております。よろしくお願いいたします。

なお、他の委員の御発言に対する軽微なコメントは、チャット機能を活用してコメントいただけますが、その内容は原則、議事録に掲載させていただきます。

そのほか何かございましたら、事務局までお知らせください。

議事に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。議事次第のほか、資料が1から5までございます。そのほか参考資料1、2がございます。本日の資料は以上でございます。

本日、久木元美琴委員、滝澤美帆委員、田澤由利委員、西山圭太委員は、所用のため御欠席と聞いております。高村ゆかり委員、村上由美子委員は途中参加、地下誠二委員、藤沢久美委員が途中退席との御連絡をいただいております。

本日は、計画部会の定足数を満たしております。

それでは、以降の議事を増田部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**【増田部会長】** それでは早速、本日の議事に入りたいと思います。お手元の議事次第に書いてございますとおり、本日の議事は、人口減少下の土地の利用・管理、それからそのほかと、こういうことでございます。

それでは初めに、事務局から資料について説明していただいて、その後、質疑という形にしたいと思います。事務局、お願いいたします。

【参事官】 それでは、事務局から説明させていただきます。本日の議題に関連しまして、2種類の資料を御用意いたしてございます。資料2が国土利用の新たな方向性について、資料3が現行計画における課題と対応状況等でございます。それぞれ枝番がついてございまして、枝番の2は参考資料となっております。本日特に御議論いただきたい国土利用の新たな方向性につきまして、資料2-1を中心に用いまして御説明を申し上げたいと存じます。

それでは、早速でございますけれども、資料2-1の2ページをお開きいただければと思います。国土利用計画法の体系ということでございますけれども、本日の議題の土地の利用・管理につきましては、国土利用計画におきまして方向性が定められているところでございますけれども、まずはこの国土利用計画と、これまで御議論いただいております国土形成計画の関係などにつきまして、制度に基づきまして体系的に、簡単に御説明をさせていただきます。

この図の左側、国土形成計画とございますけれども、これまでこの部会で御議論いただいているところで、おさらいでございますけれども、国土形成計画法におきましては、国土の利用、整備及び保全というのを国土の形成と総称してございます。この国土の形成を推進するための総合的かつ基本的な計画ということで国土形成計画が定められているところでございまして、まさにこの国土形成計画におきましても国土の利用という視点が入っているということでございます。国土形成計画は、全国計画及び広域地方計画とするということで、二層構造となっているところでございます。この国土形成計画につきましては、計画の理念が法律にございまして、自立的に発展する地域社会、活力ある経済社会、安全が確保された国民生活、豊かな環境といったことの基盤となる国土を実現するよう、我が国の自然的、経済的、社会的及び文化的諸条件を維持向上させる国土の形成に関する施策を定めるものとされてございまして、実際の国土形成計画につきましても、これらの幅広い視点から、国土の利用、整備及び保全の方向性につきまして、それらが相互に関連するものとして一体的に示すものとなっているところでございます。

それに対しまして、図の真ん中にございます国土利用計画でございますけれども、国土利用計画法上は国土の利用に関する計画と、あっさり書かれているところでございますけれども、全国計画、都道府県計画、市町村計画とするということで、3層構造になってい

るところでございます。なお、都道府県計画、市町村計画の策定は任意となっているところでございます。

それから、その右に土地利用基本計画というのがございますけれども、これは都道府県が策定をするものでございまして、地形図によって、都市地域、農業地域などの地域を定めるほか、土地の利用の調整などに関する事項について定めるものでございます。そして、国土利用計画法上は、この土地利用基本計画は国土利用計画の全国計画及び都道府県計画を基本とするとされているところでございまして、このことから、国土利用計画の全国計画は、都道府県が策定する土地利用基本計画のさらに基本となる計画となることを念頭にいたしまして、土地利用の調整に当たって考慮すべき事項など、専ら国土利用の観点から国としての方向性を示すものとなっているところでございます。

また、言うまでもなくでございますけれども、国土利用計画と国土形成計画は、国土利用に関する内容におきましては整合性の取れたものである必要がございますので、法律上も、この国土形成計画の絵と国土利用計画の絵の間に矢印があるかと思っておりますけれども、国土形成計画法におきましては、国土形成計画の全国計画は国土利用計画の全国計画と一体のものとして定めなければならないとされているところでございます。

さらに、国土利用計画法上は、国土利用計画の全国計画以外の国の計画は、国土の利用に関しては国土利用計画の全国計画を基本とするとされているところでございまして、制度的な整理から述べますと、今回計画部会で御議論いただいた内容は、国土利用計画の内容に反映されると同時に、それを通じて国土形成計画にも反映されていくものと言うことができるかと思うところでございます。

次に、3ページを御覧いただければと思います。ただいま申し上げました国土利用計画でございますけれども、その意義と改定に向けた考え方を3ページから4ページにかけて整理させていただいたところでございます。

まず3ページに、(1)国土利用計画の意義ということで整理をさせていただいてございます。国土利用計画におきましては、第1条で、総合的かつ計画的な国土の利用を図るとされているところでございまして、国土利用計画につきましては、これを目的として定める国土の利用に関する計画ということになるかと思っております。これを具体的に見てまいりますと、そもそも国土というものは、その上に暮らす全ての人々がそれぞれの目的で利用するものでありますので、国土の利用は国民等のそれぞれの利益を反映した公私にわたる多様な活動であるということが言えるかと思っております。そうした多様な活動について、国が

計画を持って方向性を示す意義がどこにあるかということ、国土利用計画法に掲げる国土の利用の基本理念に立ち返りまして考えましたところでございます。

同法におきましては、国土が国民のための限られた資源であるとともに、諸活動の共通の基盤であることに鑑み、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図るとされているところでございます。これを敷衍してまいりますと、国土利用計画と申しますのは、①と②がございすけれども、まず、国土の利用をめぐる国民の利益を総合的に衡量して、公共の福祉を優先する観点から全体最適を実現する国土利用の在り方を示すというのが第1の意義かと考えてございます。もう一つ、②でございすけれども、国民等の短期的な利益のみが追求された場合には、自然環境に代表されるような子々孫々にわたって継承すべき国土の恵沢が損なわれるおそれがありますことから、国土がもたらす恵沢を確保する計画的な国土利用の方向を示すという意義もあると考えてございます。

さらに、最後のポツにございすけれども、国土形成計画におきましては、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を維持向上させるような国土づくりの中長期的な方向性が示されるものでございますので、国土利用計画は、国土形成計画と一体のものとして定めることによりまして、将来に向けた国土利用の在り方を示していくことも求められるのだというふうに整理をさせていただいたところでございます。

4ページを御覧いただければと思います。今申し述べました意義を踏まえまして、国土利用計画につきまして、改定に向けた考え方を5つに分けて整理させていただいたところでございます。

第1につきましては、今申し上げたとおりでございすけれども、新たな国土形成計画で示された国土像の実現に向けて国土づくりが進展した場合に、地域の諸条件がどのように変容するかというのを想定した上で、それと調和した形で、将来に向けた新たな国土利用の在り方を示していく必要があるだろうということでございます。

2ポツのほうは、当然でございすけれども、それ以外にも、国土利用自体をめぐって大きな情勢の変化があったり、欠けている視点があたりした場合には、当然、必要な改定を行うことになるということ整理させていただいてございます。

一方でということで、3ポツでございすけれども、こういった大きな情勢変化がなかったとしても、国土利用の前提となるような技術あるいは仕組みが変化していく、あるいは

は変化すべき場合には、国土計画についても、そのような新たな前提の下で記述全体の見直しを行うことが必要であろうということを整理させていただいてございます。

さらにということで、4ポツでございますけれども、現行計画の方向性に沿った取組が進捗し、課題解決に寄与している場合は、その方向性自体は見直す必要はないと思いますけれども、必要に応じて、さらに検討すべき論点というのは追加的に示していく必要があるだろうということでございます。

以上、1から4に共通する視点として、5ポツに書かせていただきましたけれども、関連する分野におきまして課題が深刻化したり、新たな政策目標が生じた場合におきましても、国土利用におきましては単純にそれらのみを追求すれば良いということではなくて、先ほど述べました国土利用計画の意義を踏まえまして、常に全体最適を実現する観点から国土利用の方向性を示していく必要があるだろうということを、5ポツで留意点的に書かせていただいたところでございます。

5ページを御覧いただければと思います。国土利用について、ただいま述べました改定の考え方を前提に御議論いただくに当たりまして、これまで国土利用計画におきましてどのようなことが主な課題となってきたかを整理したものでございます。

一番左、第一次国土利用計画、昭和51年に策定されてございます。その前々年、昭和49年に国土利用計画法が提出されておりました、このとき田中内閣でございました。施行されたのは三木内閣に替わってからでございますけれども、12月24日でございました。それを受けまして、その翌々年、昭和51年に第一次国土利用計画が策定されたということでございます、このときの時代背景も受けまして、第1の課題としては土地需要の量的調整ということが挙げられていたところでございます。加えて、第2の課題として安全、自然環境等への配慮ということが挙げられてまいりました。その後、「安全、自然環境等への配慮」という言葉は「国土利用の質的向上」という言葉に変わりましたけれども、第二次から第四次にかけて、この主な課題が踏襲されてきたところでございます。

一方で、平成も後半に入ってまいりますと、地方部を中心といたしまして人口の減少と高齢化が国土利用にも大きな影響をもたらすようになってきたことを受けまして、現行の第五次国土利用計画、これは平成27年に策定されてございますけれども、国土管理水準等の低下というのを第1の課題として掲げるようになったところでございます。また、「国土利用の質的向上」とされてきた課題につきましても、まとめて表現されてきたわけでございますけれども、問題意識をより明確化する観点から、「自然環境と美しい景観等の悪化」

というものと、「災害に対して脆弱な国土」というふうに分けて課題を設定されたところでございまして、主な基本方向につきましても、この3つの課題に沿った形で再整理がされたといったところでございます。

以上のような現行計画の課題認識と対応の方向性によりまして、国土利用に関する施策を進めてきたところでございますけれども、これまでの計画部会での御議論や現下の社会経済情勢などを踏まえまして、将来に向けた新たな国土利用の方向性について御議論いただきたい事項を5つの項目で整理させていただいたところでございます。6ページから8ページがその概要でございますけれども、本日は9ページ以降を用いまして御説明を申し上げたいと思います。

9ページ、ちょっと飛びますけれども、お開きいただければと思います。

第1、(1)といたしまして、DXを前提とした国土利用ということでございます。既に御議論いただいておりますように、1ポツにございますけれども、デジタル技術の進展が、デジタル空間で充足できる領域を急速に拡大しているところでございます。国土利用の分野でも、例えば農地の利用におきましては、ドローンによるセンシングや、スマート農業機械の導入などが進んでおりまして、人口減少や高齢化によりさらに低下することが懸念される国土の管理水準を補完することが期待されているところでございます。一方で、現行の国土利用計画で示されている国土利用の方向性は、リアルのみを念頭に示されているところでございまして、デジタル化の進展というのは、まだ織り込まれたものとはなっていないところでございます。今後はデジタル化の進展による課題の解決が、社会の在り方、そして国土の在り方を変えていく中で、人口減少による国土管理水準の低下への対応につきましてもそのような前提で考えていく必要があるだろうと考えてございます。言い換えれば、デジタル田園都市国家構想が実現した国土における土地の利用と管理の在り方を考えなければならないのではないかということを示させていただいたところでございます。

この点、国土の利用という行為それ自体はリアルで行われるものでございますので、デジタル化の進展をどのように織り込んでいくか、そのディテールのところが大変難しく、悩ましいところでございます。例えば、先ほど申し上げましたドローンなどによる個々の課題のソリューションが考えられることでございますけれども、さらに進んで、デジタルデータの共有などを通じて、地域生活圏の維持や形成にも資するような形で人口減少下の土地の利用・管理の基盤を充実させるということがどの程度期待できるかといったことにつきましましては、委員の皆様の御知見も賜ることができればと考えているところでござい

す。

次に10ページでございますけれども、(2)ということで、課題横断的な解決手法としての管理構想の推進ということでございますけれども、これは既に多くの委員の皆様御案内のところもあるかと思っておりますけれども、管理構想についてまだよく御存じでない委員の皆様もいらっしゃると思っておりますので、一旦、資料3-1の8ページを用いまして、国土の管理構想の策定の経緯について簡単に御説明申し上げた上で、また10ページに戻らせていただければと思います。

3-1の8ページでございますけれども、上の枠でございます。現行の第五次国土利用計画におきましては、適切な国土管理の実現の一環といたしまして、1つ目の矢羽根にございますように、地域住民や自治体など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理の在り方などについて検討するなど、地域主体の取組を促進することが重要であるといったことを方向性として挙げているところでございます。こういった方針に基づきまして、本日御参加いただいております中出委員に委員長をお願いいたしまして、また、同じく瀬田委員にも御参画をいただきました国土管理専門委員会におきまして、5年にわたり御議論いただいた結果といたしまして、国土の管理構想、これを昨年6月にお取りまとめいただいたところでございます。人口減少下の適切な国土管理の在り方について、指針として示すものでございます。今後、本構想に基づきまして、都道府県、市町村、地域の各段階で管理構想が策定され、地域課題に対応した取組が進められることを期待しているところでございます。

先ほどの資料2-1の10ページに戻っていただければと思います。土地の利用・管理に関する課題といたしましては、この後御説明するような、地理的条件による災害リスクへの対応でありますとか、地域社会全体の持続性の確保といったことが挙げられるところでございますけれども、①の最後のポツにございますように、こういった諸課題の横断的な解決に向けて、まずは全国津々浦々で地域管理構想を策定していただいて、取組を実行に移していくことが肝要であろうと考えてございます。

留意点として書かせていただいておりますけれども、一方で、これも後で御説明いたしますけれども、危機への備えを最優先とする国土利用のような観点からは、地域の利害を超えた調整も必要であろうと考えてございます。こういった国家的な視座からの国の積極的な関与と地域における管理構想との適切な役割分担も重要であろうということを留意点として書かせていただいているところでございます。

次に、11ページを御覧ください。その管理構想が現在どういった取組状況にあるかというのを②に書かせていただいております。昨年3月に長野市の中条地区におきまして、地域管理構想のモデル事例が先行的に構築されたところでございますけれども、さらなるモデル事例の構築に向けまして、昨年から、下に書いておりますような市町村あるいは地域におきまして管理構想のモデル調査を実施中でございます。今年度も新規地区を拡大しながら実施する予定としてございます。

さらに③で、今後の方向性ということでございますけれども、こういった市町村管理構想でありますとか地域管理構想のベースとなります方向性を示す国土利用計画の市町村計画でございますけれども、先ほど御説明申し上げたとおり、策定が任意でございます。現に策定をしている市町村の数というのが全国の半数に満たない状況になってございます。この理由につきましては様々考えられるところでございますけれども、1つには、記載された方向性を実現する具体的な方策が不足していることも大きいのではないかというふうに分析しているところでございます。このため、市町村計画と、その方向性を実現する具体的な方策となります市町村管理構想あるいは地域管理構想につきまして、自治体などへの必要な支援によりまして一体的に推進すべき旨を国土利用計画（全国計画）に位置づけますとともに、この国土計画のお取りまとめのさらに先の話になりますけれども、新たな全国計画に沿って制度化を図るなど、管理構想のさらなる推進方策を検討することとしてどうかということで書かせていただいたところでございます。

次に、12ページを御覧ください。3番目として（3）でございますけれども、地域社会全体の持続性を重視した国土利用ということでございます。皆様御承知のとおりでございますけれども、現在、地球規模の環境の危機が訪れているということで、2ポツでございますけれども、とりわけ気候変動による影響が我が国にも例外なく及び得るものであるということで、自然災害のリスクを増幅させることが懸念されているところでございます。このため、御案内のとおり、令和2年10月に菅総理が2050年カーボンニュートラルを宣言したところでございます。また、最後のポツでございますけれども、生物多様性の損失に関しましては、昨年6月のG7サミットにおきまして、30 by 30、いわゆる2030年までに陸域及び海域の少なくとも30%を保全・保護することを目指す目標が合意されたところでございます。

次のページを御覧ください。13ページでございます。今述べました政策目標の実現に向けまして、国土利用の面からも取組を進める必要があると考えてございます。特に生態系



ネットワークの形成・拡大の観点からは、地方部での取組を強力に推進することが重要であろうと考えられるところがございます。一方で、地方部におきましては、急激な人口減少と高齢化によりまして地域社会自体の衰退が懸念されていることから、新たな政策目標につきましては、国土利用における重要な要素として考慮しつつ、地域社会全体の持続性を重視する観点から、その他の様々な要素を併せて衡量いたしまして、国土利用の最適化が図られる必要があるのではないかと書かせていただきました。これはまさに地域における環境、経済、社会の統合的向上を志向する地域循環共生圏、いわゆるローカルSDGsの考え方とも整合するのではないかと考えているところがございます。

さらに、③でございますけれども、こういった観点から国土利用の最適化を図るに当たりまして必要となるのは、もちろん土地利用の効率性でありますかとか、周辺の持続的な土地利用などを確保しつつということではございますけれども、現況の土地利用区分に必ずしもとらわれずに土地利用の転換を柔軟に行うことではないかということも挙げさせていただいたところがございます。

次に、ちょっと飛びまして、16ページを御覧いただければと思います。4番目でございます。地理的条件による災害リスクを踏まえた国土利用ということでございます。現行の国土利用計画におきましては、災害リスクの高い地域に係る土地利用の適切な制限や、災害リスクの低い地域への要配慮者利用施設などの立地促進が記載されているところがございますけれども、加えまして、人口減少が今後さらに急激に進行いたしまして、既存インフラの維持・保全管理がより困難となっていく中で、やはり、より多くの方が、より災害リスクの低い土地に居住し生活することが重要ではないかということでございます。一方、都市部、地方部を通じまして、近隣に移転適地が存在しないなどの地域固有の事情も存在すると考えられますことから、居住人口の低減には中長期的に取り組んでいく必要があるだろうというふうに考えられるところがございます。

例えば、4番目のポツでございますけれども、地域ごとに居住地の地理的条件に加えまして、近隣の低リスクの低・未利用地の賦存状況でありますとか、住民の皆様の社会経済活動の継続性、あるいはコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりなどの要素を総合的に衡量して、災害レッドゾーンの指定、見直しなどを行うとともに、それに沿った形で、ハード、ソフト両面の防災・減災対策を講じまして、その効果を人口動態などによって中長期的に評価し、改善を図ることが考えられるのではないかと書いたことを挙げさせていただいてございます。これらの防災・減災対策は、主に市町村が立地適正化計画に定

める防災指針でありますとか事前復興計画、あるいは市町村管理構想などによって計画的に進めることが期待されるところでございますけれども、流域治水などを通じまして、広域調整の観点から、都道府県が関与することも望まれます。また国としても、国土情報等を活用した助言を積極的に行うこととしてはどうかということも挙げさせていただいたところでございます。

最後、17ページでございます。5番目、(5)でございますけれども、危機への備えを最優先とする国土利用ということでございます。1番目の①の1つ目のポツでございますけれども、これまで国土利用の全体最適を図るに当たって衡量すべき要素ということを様々、国土利用計画において掲げてきたところでございますけれども、一方で、これも既に御議論いただいているところでございますけれども、南海トラフ地震、あるいは首都直下地震などにおきましては、首都圏をはじめ、太平洋側の人口・産業の集積地域に甚大な被害が想定されておりまして、今後は、国土利用の面からも、これらの大規模災害に対応していくことが重要であるということが言えるかと思えます。

②でございますけれども、翻って考えますと、こういった国民生活でありますとか国民経済に深刻な影響を及ぼす大規模な被害が想定される場合には、そのような危機への備えに資する国土利用が利益衡量の最重要の要素として考慮されるべきではないかということも挙げさせていただいたところでございます。

甚だ駆け足でございますけど、私からの説明は以上でございます。

**【増田部会長】** それでは、これから委員の皆様方による質疑に入りたいと思います。いつものとおりであります。手の形のアイコンを押して合図していただければ、私から指名いたしますが、大変恐縮でございますが、お一人3分程度でお話をまとめていただきますと幸いです。それから、4名の方が途中退席ということのようでございますので、その委員の方々、御退席される前にぜひ御意見頂戴したいと思いますので、その皆様方には優先的に指名をさせていただきたいと思えます。

それでは、以降、順次、合図いただきましたら指名をいたします。

それでは、まず初めに加藤委員から、どうぞお願いいたします。

**【加藤委員】** ありがとうございます。最初に、今までいろんな大きな環境変化というところで、国土計画がそれに応じてどうやってきたかというのが示されていたと思うんですけども、主に、やっぱり内需、日本国内のことだったと思うんですね。今回というか、やっぱり日本もグローバル社会の中で位置づけられていて、かつ、今、円安が、もうアフ

オーダブル・ジャパンというか、ものすごい安いと。

もともと、円安がこんなに進行する前から結構あったんですけど、23区とか都心部の土地とか建物、マンションは、かなり外国の方に買われていたりとか、あとニセコとかも外国資本がかなり入って土地が買われていたりとか、今現在、23区の物件って、すごく値段が上がっているんですけども、それでもやっぱりニューヨークとかシンガポールとかロンドンとかに比べると割安ということもあって、引き続き、もうだんだん日本人が買えない価格になってきている、高騰しているというところがあるんですね。

なので、今後円高に振れる要素があまり日本経済の中でも明確にはない中で、今、自衛隊とか基地とかの周辺以外は、外国の方でも自由に土地とか買えると思うんですけど、そういうものに、一応日本の土地ですから、どう対峙していくのか、対応していくのか。規制するのか、それとも、フランスとかはやっぱり上手なので、外国資本を呼び込むために固定資産税の減免をして、別荘を建ててもらって、逆にそれをフランス国家版Airbnbバンクみたいなのに預けてもらって、閑散期にそれをフランス国民に貸すとかやっていたりするんですけど、どういうふうに外国資本による土地購入とかいうものに方針を持っていくのかというのはちょっと考えたほうがいいのか、1つ観点としてあるのかなと、外部環境の変化と言えるのではないかなと思ひまして、意見しました。

以上です。

**【増田部会長】** ありがとうございます。

それでは続いて、地下委員、どうぞお願いします。

**【地下委員】** 地下でございます。今日の事務局の御説明に対して、企業、金融の立場ないしは官民連携という立場で感じるどころ、意見を述べたいと思います。

管理構想自体、官民連携というのを強く意識していると思うんですが、前回プレゼンの機会をいただきました気候変動リスクについては、企業は財務諸表にも織り込まなければいけないということになっております。専門用語でTCFDと言われるんですが、もともと国際的な開示の枠組みの中のタスクフォースで、Climate-related Financial Disclosuresの下で、カーボンニュートラルを目指した戦略であるとかリスク量というのを開示しなければいけないと。もうこれは現に始まっていますし、より進化しています。あと並行して、もう既に、生物多様性を包含した自然環境全般をやはり開示しなければいけないという動きが始まっています、これはTNFDとされています。Taskforce on Nature-related Financial Disclosuresということで、この議論はまだ生煮えで、来年度

以降どういう形になるかというところなんです、恐らく気候変動リスクと同様に、企業としてはそれに対する開示が義務づけられるようになるだろうと。

そうすると、今日御説明があった30 by 30という生物多様化のところ、特に自然公園とか以外の、資料でOECMと言われる、これも定義が曖昧なんです、この地域は生物多様性を保全しましょう、という地域に対する協力とか貢献ということに対するインセンティブというのが、企業及び金融機関では次第に出てくると思います。一方で、本日のテーマである人口減少の中で自治体が、例えば鳥獣被害による耕作放棄地をどう管理するか、あと国境離島をどう管理するか、もしくは防災のために適度な空地とか用地を確保しなければいけない、そういう部分と、先ほどの生物多様性と結びつくOECM、これを官民でやりましょうというのは、多分、国土計画の中でリーダーシップを持ってやれば、うまく連携ができるのではないかと思います。

というのが、それぞればらばらにやっていると、誰が管理するかというのが重要なので、この地域は自治体が主たる管理者で、民間がそれに協力するのか。例えば、ここは酒造メーカーがきれいな水を得るために森林を維持するにあたって、逆に公共がそれに協力するのか、という官民の役割分担というのを決める意味でも、従来の管理構想とかにうまく組み込む中で今回の国土計画がリーダーシップを取っていただければ、いい方向になるのではないかと思います。

以上でございます。

**【増田部会長】** ありがとうございます。

それでは続いて、広井委員、それから富山委員と発言いただきます。

広井委員、どうぞお願いします。

**【広井委員】** ありがとうございます。3点、申し上げたいと思います。

1点目は、人口減少社会においては、土地の公共性、あるいはコモンズという言い方もできるかと思いますけど、そういう視点が、基本論ですけど、非常に重要かと思っています。御存じの方も多いかと思いますけど、昔、司馬遼太郎が「土地と日本人」という本で、日本は土地の私的所有の観念が非常に強い、これはいろんな形で指摘されてきたことですが、そういった中で土地の公共性という視点が重要だということを非常に論じたわけですが、そういう土地の公共性というのがいよいよ重要になってくるのが人口減少社会ではないかと思います。空き地、空き家もそうですし、所有者不明の土地とか様々ありますけども、したがって、土地の公的な管理の重要性が高まって、そこでデジタル技術とか、その

辺も関係してくると思いますけども、ある意味で土地の公共性ということを考えるチャンスとも言えるのではないかと思います。

2点目が、それとも関係するのですが、もうちょっと具体のレベルで言いますと、この会議でも何度か言ってきました地方都市のシャッター通りの話です。中心市街地の空洞化、これと耕作放棄地です。これは分野が違うので、別の文脈で論じられてきたかと思うのですが、根っこは共通していると思うのです。シャッター通りと耕作放棄地というのは、要するに家族を超えたバトンタッチが日本では非常になされにくい。家族主義といいますか、子供が継がないとそのまま放置されているというのがシャッター通りも耕作放棄地も共通しているわけです。ですから、土地のコーディネート機能、橋渡しするような機能が、これは官民両方考えられて、非常に重要になると思います。具体的には、エリアリノベーション、これは東京R不動産とか民間の会社もやっていたり、事業承継や空き地・空き家に関する様々な情報サイトとか、そういうコーディネート機能の充実というのが重要かと思えます。

3点目は、SDGs時代ということで、お話にもありました生物多様性とか生態系の保全という視点が国土のテーマにおいて非常に重要になるというのは、まさにそのとおりだと思います。

以上です。ありがとうございました。

**【増田部会長】** それでは、富山委員、どうぞ御発言ください。

**【富山委員】** ありがとうございます。今の広井委員の話とちよつとかぶるかもしれませんが、人口減少下の国土利用ということで、やっぱり難しいのは、ある種の撤退戦をやっていかなければいけないので、その撤退戦に関して、先ほどの議論で言うと、市場経済ってなかなか機能しないんですね。要はマイナスの価格の世界になっちゃうので。一方で、外部性、公共性ということで、それで単純に官が出てくると、今度は官の非効率性の問題に直面すると。

そうなると、今後、国土利用であれ撤退戦であれ、従来、外部性、公共性は官でやって、市場経済なんかは民でやって、割と比較的二分法でずっとやってきた部分があるかと思うんですが、ここから先は、要は多分、この時代、官だけで国土利用を全部見るのは無理なわけで、先ほど地下委員が言われたように、民の場合、動機づけがやっぱり潜在的にはあるので、今度はある種の制度設計の問題として、どうすれば民の動機づけを呼び込んで、一方で、ある種の民の営利的動機づけに基づいた行動が、結果的に公共性とか外部性をカ

バーするという、いわゆるコンセッションとかPPPとか、そういう枠組みなんです、そういった、官民が上手に役割分担して、それぞれ動機づけるという仕組みを国土利用全般に、相当上手に使っていかねばいけない。従来の国土利用というのは、どっちかというとハードサイドなんです、これをソフトと言うかどうかはともかくとして、こういうある種の制度の部分、この制度をどうデザインしてそこに乗っけていくかということが鍵になると思うので、どんどん。

この会議は毎回、すごくスコープが広がってしまうんですけども、ただ恐らくこれを実際に実現しようと思うと、そこがものすごく鍵になるような気がしますので、その点についてコメントしておきたいと思いました。

以上です。

**【増田部会長】** どうもありがとうございました。

それでは続いて、藤沢委員、福和委員、坂田委員と、この順番でお願いしたいと思いません。

藤沢委員、どうぞお願いします。

**【藤沢委員】** ありがとうございます。デジタルの活用の点で1つ申し上げたいと思いますが、国土の安全性を優先するという意味でも、やはりデジタル空間の利用というのは非常に重要だと考えております。実際PLATEAUを見ていても、まだデータが入っている地域は非常に限られていて、やはり国土全体でデジタル空間のデータ整備というのは非常に重要で、それがあってシミュレーションも行えますし、また実際の災害のときに、そういったデータを使って、避難経路であるとか、いろいろなものをすぐ手当てしていけると思いますし、シミュレーションした際のデジタル空間での映像というものが、住民参加で国土づくりをするという意味でも、国土管理をするという意味でも、1つのナラティブなものになっていくと思いますので、やはりデジタル空間でのデータ整備というのは喫緊の課題かと思えます。

もう一つ、デジタル活用については、土地の有効利用という観点で、やはり所有者不明の土地であるとか、いろいろなものがありますが、それに加えて、土地がどのように使われているかという意味で、その土地の利用の状況、そして所有者の売上げとか、そういったものも含めた管理状況であるとか、いろんな経済的データとつなげた形での土地の実際の利用状況とかが把握できるようになっておけば、先ほど加藤委員から御指摘があったような、実際の資本はどこにあり、そしてそこで生まれてきた富がどこに流れているか

とか、そういったものも把握できるので、そういったものの土地建物の利用状況のデータ化というのも非常に重要かと思います。

もう一つ、デジタルの観点では、もはや、ウクライナを見ていてもそうですが、インターネットというものがライフラインとも言える状況でありますので、インターネット及びセンサー、こういったものをきちんとインフラとして、断絶しないような、国土の公共利用の基準づくりというのも非常に重要ではないかと、そんなふうに思います。

以上です。

**【増田部会長】** ありがとうございます。

それでは、福和委員、どうぞお願いします。

**【福和委員】** 福和でございます。4点申し上げさせていただきたいと思います。

まず1つ目ですけれども、今回の5つの項目、いずれも重要だとは思いますが、並べ方が逆のほうがしっくりくるんじゃないかというふうに感じます。やはり一番大切なことは、どんなことがあってもきちんとした国土を守るんだ、そのために何をするんだという順番じゃないと、最初に手法であるデジタルの話が来るというのは、少し据わりが悪いんじゃないかというふうに感じました。

その上で、下から2番目に書いてあります土地利用の見直しも含めてのことですが、文章中はやはり、中長期的にというふうに書いてはあるんですけれども、首都直下地震とか、あるいは南海トラフ地震のような、極めて切迫度の高いものに関してまで中長期的というのは具合が悪いので、リスクの切迫度に応じて早期に実現すべきというような主張をしておいたほうがいいのではないかとこのように思います。

そういう切迫した問題に関してでございますが、土地利用の見直しのところに集団移転制度とあるんですが、これ、今のところは命を守るための集団移転制度が主であって、産業インフラを守るというような集団移転までは書き込めていないような気がいたします。できればここは、命を守る住宅の集団移転に加えて、産業を維持するための集団移転のようところにまで拡張したほうがいいのではないかと考えております。

それに加えて、先ほど富山委員もおっしゃいましたように、インフラへのESG投資をもっと盛んにしていかないと、産業そのものを守るインフラが全く早期に整備されないの、これは非常に具合が悪いですから、できればインフラ整備、特に日本の経済安全保障的に重要な部分についてのインフラ投資に対しては、民間投資を促すような仕方が好まれると思います。

最後に、それぞれの地域の持続をさせるため、地方を持続させるためにどうしても必要なのは、住まいと、それから職、働く場の2つだと思うんですが、住まいを維持するためにライフラインやインフラを維持し続けるというのは無理なので、できるだけ田舎でも自立して居住ができるような、ライフラインから解放されたような住の在り方というものを開発していくことが必要だと思いますし、それから、職という意味では、最初に書かれているDXをいかに活用して職を維持するかというようなことが必要だと思いますので、やはり最初に申し上げましたように、箇条書の順番が逆になると、結果としてこういうことが必要だというようなことが指摘しやすいのではないかと思います。

以上でございます。

《チャットによるコメント》

【藤沢委員】 並べ替えのご意見、賛成です。

【増田部会長】 それでは続いて、坂田委員、どうぞお願いします。

【坂田委員】 坂田でございます。ちょっとカメラがオンにできないようですので、このまま失礼します。

まず1つ目はGX、カーボンニュートラルについてですが、先ほど富山委員がおっしゃったように、やはり民の行動変容の動機づけというのが最大インパクトだと思います。具体的には、カーボンニュートラルに対する貢献度というのを測定可能にする、もしくは計算可能にするといったようなことが重要だと思います。企業が地域に投資したときに、もしくは地域から何らかの商品サービスを調達したときに、その貢献度を織り込めるようにすることが重要だと思います。現状は、やはり日本においてはその辺がまだ進んでいなくて、進んでいないために企業が織り込みにくいという状況にあるのではないかと思います。そこを可視化する、測定可能化することによって、サステナブルな活動をしている地域に投資を呼び込む効果があると思います。

次に、デジタルの話ですが、デジタルの国土管理や防災への適用については2つあると思います。1つは人の代替ということで、人口が減少する中で、非常に希少な、人が行う仕事というのは、デジタルではできない役割にフォーカスさせる必要があると思います。残りの部分は人手による活動をできるだけデジタルで代替をするということで、例えば現在でも、雨量のセンシングやそれによる洪水の予想みたいなものはある程度見えてきてい



ると聞いております。それ以外にも細かいところで、例えば公共施設の受付や予約、施設の管理だとか、そういったようなものも、既に今でもデジタルで代替できるようになっているのではないかと思います。

もう一つは、今度は逆に、人間をセンサーとして活用するようなDXです。御存じのように東日本大震災のときは、グーグルが車の位置情報を使って、どの道路が通れるようになっているかというようなことを特定して早期に開示したというようなことがありましたが、車だけではなくて、人間もセンサーとして活用することが可能です。有名な研究として、地震発生の早期把握にヒューマンセンサーを活用したというような論文がございますが、災害の検知以外にも、例えば実際に人々が歩いている範囲、行動している範囲というのは、地域的にそれなりに管理されている範囲だとみなすこともできると思いますし、それぞれのまちで人間の地理的な行動の範囲を細かく把握することで、土地の管理の状態の診断みたいなものにも使えるのではないかと思います。

以上、デジタルについて、人間が行う仕事の代替と、それから人間をセンサーとして活用するようなことが有意義な方策だと考えております。

最後に、国土活用の観点から、大都市について一点、触れたいと考えます。そこにはやはり知的対流拠点を含む知識集約ディストリクト、そういったようなものをいかにたくさんつくれるかということだと私は考えております。大都市圏は現在でも、まちづくりに関しては膨圧がございますので、再開発のときにそういった要素を織り込むような一定の規制といいますか、行政庁からの関与があることによって、現在もいろいろなところにアイデアや技術を持った人が集まる知的対流拠点ができております。知識集約ディストリクトについて行政の最小限の関与でうまく作るというのが大都市の戦略ではないかと考えます。

以上でございます。

**【増田部会長】** ありがとうございます。

それでは続いて、風神委員、それから畝本委員に御発言いただきます。

風神委員、どうぞお願いします。

**【風神委員】** 風神です。デジタルトランスフォーメーションについて、2点、発言させていただきたいと思います。

この会議で初めの頃に、例えばこれまで30万人だったところを10万人都市にして、またスモールコミュニティをつないでいくみたいな話がありましたが、今回、DXを今後活用

していくというときに、つながりの視点があまり書かれていないかなと思いました。それを考えることで、先ほどの委員の御発言にあったように、何をデジタルで、何をリアルで、土地利用で何を残していくのかということにもつながると思います。

どのようにDXを利用していかるところで、管理構想の話が資料のほうにございますけれども、この資料をより具体化することも必要ではないかと思いました。

また、資料2-1の10ページの留意点にある、地域の利害を超えた調整ということも重要だと思います。それに加えて、各地域が最適解を出した際に、国家全体の最適解にならないような際の調整も重要な点だと思います。

もう1点、自然環境的な持続面と経済活動での持続面について、以前のこの会議でのエネルギー関係の御説明などもあったように、非常に両方につながっていて、国際競争に今後残っていく中でも非常に重要かと思います。ただ、それを実際に実現する際に、つなげて計画決定ができるのか、管轄省庁などがこれまでの枠組みで分かれている中で、両者がつながって決定などがされるような工夫が必要かなと思いました。

以上です。

**【増田部会長】** それでは、畝本委員、どうぞお願いします。

**【畝本委員】** 私は少し、今回のリストの中では比較的后ろのほうに挙げられているんですけども、資料3-1、13ページぐらいにあります安全・安心の実現という土地利用に関してお話しさせていただければと思います。

私は2019年まで、厚労省の救急・災害医療提供体制等の検討会というところに所属していたんですけども、この中でやはり、災害などが起こった場合の災害拠点病院という枠組みがございまして、その中でもBCPの策定というのはまだ3割ぐらいが、十分なされていないというような、これは令和元年の時点ですけども、そういう状況にありました。まして一般の病院に関しては、7割、8割がBCP策定できておりません。そのような状況で、やはり立地などもかなり問題がありまして、大きな豪雨災害などが起こりますと浸水してしまうということが多数見受けられます。

もう一つ、さらにこれからの高齢化社会の受皿となっていく介護施設に関しても、これは熊本の地震を境にBCPの策定が義務づけられていくわけですけども、今現在、全類型に関して2割、3割ぐらいしかBCPの策定が終わっておりません。その中で立地が悪いと、さらに復活、回復というのは難しいと考えられます。ですので、この14ページにありますような低リスク地域への移転促進というのは、やはり非常に重要な課題だと思います。

す。

この点に関しては、要するにそこに入る方々が動けないという状況で、なかなかDX新法とか、そういったところもすぐには利用できないというところで、そういったデータを利用するという面では、DXの利用は非常に有効なんですけれども、リアルな部分というところが非常に大切なのかなと思いますので、もちろん住居であるとか、そういったところも大事なんですけれども、人々の生命を守るという意味で、こういった特殊な機関の低リスク地域への移転ということも非常に大事だと思いますので、お話しさせていただきました。ありがとうございました。

【増田部会長】 それでは続いて、小田切委員、それから海老原委員とお願いします。小田切委員、どうぞお願いします。

【小田切委員】 どうもありがとうございます。私は、5つの論点の中で、課題横断的な解決手法としての管理構想の推進について、少しコメントさせていただきたいと思いません。

この中で、中山間地域をはじめとして、全国津々浦々で地域管理構想を策定するという提起がありまして、これは大変重要なことではないかと思っております。先ほど広井委員もおっしゃっていましたが、人口減少社会においては、日本の場合、言わば絶対的土地所有権といってしまうか、私的土地所有権の絶対性を公共性に変えていく、そのチャンスだといったときに、地域でのビジョニング、つまり地域で土地利用の展望をつくっていく、そしてその大枠を決めてそれに従っていくという発想は大変重要なのではないかと思います。恐らく後で中出委員からの発言もあろうかと思いますが、国土管理専門委員会で、5年間という長きにわたって検討していた結論だということもあって、誠に妥当だというふうに思います。むしろ政策的フォローが足りないことを反省しているのですが、これがいまだにモデル事業で終わっている、しかもごく少数のモデル事業レベルで終わっているということは驚きです。これはもう少し大胆に進めることが必要であって、場合によっては、今我々が議論している国土形成計画や国土利用計画が決まる前に既に動き始めてもいいような、そんな要素ではないかと思います。

とはいうものの課題もあります。いささか技術的なことなのですが、3点ほど申し上げてみたいと思います。

1点目は、こうした地域住民によるビジョニングという仕組みは、それぞれの目的に従って、いろんな省庁で現に存在しております。例えば中山間地域の農地の保全ということ

例えば、中山間地域の直接支払制度における集落協定の仕組み、あるいは大規模な農地の集積集約ということ言えば、人・農地プラン、これはいずれも農林水産省の政策ですが、恐らく他の目的も含めて、何らかの形でいろんな地域計画というのが存在している。もちろんこれを統合するというのは無理な話なのですが、これを連携させる必要があるかと思っております。そうでないと、計画が乱立していく、あるいは計画のための計画になってしまうということですので、そうならないような連携の仕組みをつくるべきだと思っております。

2点目は、当然これは住民だけでできるものではありません。企業も含めた多様なステークホルダーがそこに参画することが大変重要になりますが、その参画の仕組みが多分、十分に教訓化されていないのだらうと思えます。ここについては積極的に様々な経験を共有化することが重要だと思っております。

3点目は、今、私がビジョニングということを行いました、その手法は一言で言うとワークショップということになりますが、このワークショップ自体が、その重要性がずっと言われながらも、制度の中ではなおざりにされている。具体的には、このワークショップを担うような、つまりファシリテーションが行えるような人材の育成という点においては非常に不十分だらうと思えます。ファシリテーション人材というのは大変重要で、最近では社会教育士の中でもファシリテーションが必須とされているということで、人材育成が進んでおりますが、例えば市町村によっては、多くの職員がファシリテーションをできるような研修をしているところもあります。そういう意味では、様々な地域の方々がファシリテーションをできるようにして、そして最近ではフューチャーデザインという新しい手法も導入されておりますので、こういったいろいろな手法を導入していくような、そんな人材育成も重要な課題として、国土計画レベルで位置づけるべきだと感じます。

以上です。

**【増田部会長】** それでは続いて、海老原委員、お願いします。

**【海老原委員】** ありがとうございます。私は、全体通して拝見させていただいて、非常に網羅的にといいますか、納得感の高いものなのかなというふうに、拝見させていただきながら感じていたところでもありますけれども、デジタルのところについて少しだけ触れさせていただきたいと思うんですが、1つは、デジタル空間という言葉、これは非常につまらないコメントで恐縮なんですけど、デジタル空間という言葉が、デジタルだけの世界を示しているのか、デジタルとリアルを融合した世界を示しているのかというのが、少し混

同して使われているように感じましたので、もしよろしければ一度見直しをしていただくのが良いかなというふうには思いました。

その上で、ここで使われているのはあくまでもデジタルとリアルの融合された世界であり、これまでであったディスアドバンテージを、デジタルを活用することによって地域間の差をなくすようなことができる、そういった世界のことを指しているというふうに拝見させていただいたとして、私は、デジタルというのはやっぱり手段だと、他の委員がおっしゃられていたように手段だと思いますので、例えば今、こういった形で、ほとんどの会議がオンラインで行われたり、我々の会社もどこで働いてもいいみたいな制度が導入されたりしていますけども、これはデジタル化が進展したからそうなったというよりは、もちろんイネイブラーとしてはそうなんですけれども、多様な価値観だとか多様な生き方だとか、あるいはいろいろなコミュニティに所属していたいみたいな、そういうような背景の変化、デジタル化による変化だけではなくて、我々自身の変化みたいなものというのも背景にあった上で、デジタルがそれを可能にしたり、デジタルの進展によってまた新しい価値観が生まれていくみたいなのが今を生み出しているのかな、あるいはこれからの差を生み出していくのかなと思いますので、その辺りにこの構想をめぐらせることができればいいのかというふうに思ったりしたところです。その上で、地方との在り方みたいなことを考えたときに、大学ですとか病院ですとか、そういったフィジカルに存在が必要であるような場所を中心としたコミュニティというのが今、再形成されているだとか、見直しをされているということかなと思いますので、そういった観点も折り込むと良いのかなというふうに思ったところです。

最後に、今のコミュニティみたいな観点、言い換えると生活圏というような言葉でもいいと思うんですけども、そういった単位で、こういった国土管理構想といったものをつくるようなことがあるのが良いのではないかというふうに思ったところです。資料、文字づらを拝見していると、いわゆる行政単位といいますか、市町村だとか都道府県だとかという単位でこれをつくっていくということになっているようにお見受けいたしますけれども、これをいかに生活圏レベルで統合していったって、より価値の高いもの、質の高いものにしていくかというところを促進できるような取組を推進されると良いのかなというふうに思ったところです。

私からは以上です。ありがとうございました。

【増田部会長】 それでは、次の3名の方、お願いしたいと思うんですが、高村委員、

村上委員、首藤委員、この順番で指名します。

高村委員、どうぞ御発言ください。

【高村委員】 ありがとうございます。資料、どうもありがとうございました。今回の国土計画、この前の検討からも含めて、やはり非常に大きな変化の中で、しかも足下では人口減少や地域の諸課題がある中でどう対応するかという意味で、非常に重要なタイミングでの国土計画だという共通の認識があったと思います。その中で、事務局からも示していただいているんですけども、こうした問題に対処するのに中長期的な視野を持った国土計画というのが、いまだかつてなくやはり重要になっているというふうに思います。

今日まとめていただいたところで3点申し上げたいと思うんですが、1点目は、福和委員の御指摘に近いかと思えます。将来に向けた国土の利用の新たな方向性として5つ示していただいているんですけども、いずれも柱としては非常に重要なダイレクションを示していただいていると思うわけですが、後半の3から5というのが、いわゆる国土計画が全体としてどういう国土の実現を目指すのかというものであるのに対して、1番目と2番目というのは、それを実際に行うために、あるいは今の社会環境、国土計画をめぐる状況の変化も踏まえて重要になる柱という、そうした少し性格が違うものが5つ並べられているようにも思っております。福和委員おっしゃったように、場合によっては順番を変えて、その流れを整理することが、特に国土計画の構成を分かりやすくするためには有用ではないかという御指摘は、私も賛同するところであります。

2つ目は少し細かなところなんですけれども、ただ、やはり本質的に今回の国土計画にとって重要だと思っております、発言をしたいと思うんですが、スライドの7とスライド13のところなんですけれども、ここで言いますと地域社会全体の持続性を重視した国土利用というところに書かれているかと思いますが、新たな政策目標を「単純に追求するのではなく」のこの「単純に」というあたりが、多分いろいろ悩まれてお書きになったと思うんですけども、少しポジティブな書き方をしていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。

といいますのは、ここで挙げてくださっているような気候変動とか生物多様性の分野のこの間の政策研究が示しているものは、いかにこうした気候変動ですとか生物多様性といった課題、目標を、地域の課題とうまく組み合わせて統合的に問題の解決を図る、それを可能にする施策を打つということが、重要なこの間の研究の知見だというふうに思っております。したがって、政策目標実現に向けて、こうした地域課題の対処を図ることも組み

合わせた施策を打ち出していく、その基礎となる国土計画であるといったような書きぶりにしていただくのがいいのではないかと考えています。

これは今、気候変動と生物多様性を例に挙げましたが、先ほど地下委員もおっしゃったように、気候変動対策や再生可能エネルギー導入一つをとっても、やはり企業の競争力、あるいは企業が活動を展開する産業立地としての国土、あるいは地域の競争力に結びつくような社会環境が生まれていると思っていまして、その意味でも、政策目標か、そうではないかという目標間の競合ではなく、統合的な問題の解決を図るということを明確に入れていただいたほうがいいんじゃないかと思えます。これは国のクリーンエネルギー戦略の議論とも符合するものだと思いますので、お願いをしたい点です。

最後でありますけれども、これは小田切委員が既におっしゃった点、全く同感でして、課題横断的な解決手法としての管理構想の推進のところでもあります。気候変動対策やエネルギー一つをとっても、御存じのとおり、温暖化対策推進法の下での地域の計画があり、農山漁村再エネ法の下での計画があり、知るだけでも非常に多くの計画がございます。これらの計画がやはりうまく統合的につくられる、これは、そういう意味では計画策定をする、計画相互のうまい連携というのが必要だと思っていまして、これがそもそもやはり非常に、人的なリソースの点でも、地域が負担なく、こうした計画、良い計画をつくって取組を進めていただくために必要だと思っております。

特に、やはりこうした中長期な地域の在り方を考える上で、地域の住民が参加をして、適切に計画をつくっていく、しかも中長期の見通しを持ってつくっていくということが必要で、そこには、今言いました省庁間の様々な計画の連携ということが必要だと思いますし、それを実際に具体的に進めていくための支援が不可避であるというふうに思います。特に、やはり地域とお話をして思いますのは、それをつくる人的なリソースと、それを適正につくっていく情報、手法の知識の不足という点と、それを支えるリソース、今度はお金の点であります。こうした社会的合意形成をうまく進めていくための支援ということも省庁間連携して進めていただく、これが最も国土計画を、ある意味でボトムアップに支える地域の計画をつくっていく上で必要な要素ではないかと思えます。

以上です。

**【増田部会長】** それでは、村上委員、どうぞお願いします。

**【村上委員】** ありがとうございます。実は前回のミーティングでも似たようなコメントを差し上げたのですが、今回の国交省の試みの中に、いかにスタートアップをは

め込んでいくかというコメントをさせていただきたいと思います。国交省の方々とのディスカッションの中で、ここはもう少し踏み込めるのではないかというような議論もありましたので、そこの辺りのコメントをさせていただきたいと思います。

前回申し上げたのは、政府とかもですけど、地方自治体であったりが主導して、スタートアップの提供する製品であったり、あるいはサービスの市場、あるいは需要を創出していくことが重要であるという認識の下に、例えば国交省はすごく巨大な予算を持っていらっしゃるって、特にDX、デジタル化に関する様々な予算がこれからつく中で、そこでどのようにスタートアップを巻き込んでいくかというところを、もう少し具体的に進めるべきではないかという意見です。これはもう既にいろんな試みがありまして、私もちょっと勉強したんですけども、例えば調達を前提とした研究開発の予算にスタートアップのための特別な枠を新設するということ、これはもう内閣府が整備なさって、制度がつくられているということなんですけど、国交省は実質的にはそれを使っていないというのがあります。経産省はかなり使っているんですけども、そういったところに国交省がもう少しコミットしていくというようなことを考える。

あるいは、官公需です。公的なプロジェクトですけども、日本のいろんなところでプロジェクトをやっている国交省の予算はとても大きくて、約241億円。そのうちの、いわゆる創業10年未満の中小企業、スタートアップ、ここが受注しているのが0.7%ということで、一応目標値が3%ですから、かなりここは改善の余地があるんじゃないかということです。

この辺を考えたときに、もう既に枠組みとしては様々な公的なプロジェクトの中に、新しい会社、スタートアップを入れていくということではできているんですけど、これが実践されていないということをここで改めて認識して、何が問題なのか。今、枠組みとして国の中で一応進められているものの、もしかしたら使い勝手が悪いとか、様々な理由があるかもしれないんですけども、そこを1回、理由を、なぜここまで使われていないのか、3%目標値に対して、国交省の予算で0.7%しかスタートアップに使われていない、入札ができていない、ここをちょっと精査して、ここでどういった改善点が挙げられるかというところをディスカッションするのは重要ではないか。特にDXのコンテキストで考えたときに、特に新しく考えられるサービスモデルであったり、テクノロジーを駆使した様々なビジネスを、国交省が関わっている様々な産業で促進するという意味合いからも、スタートアップの役割というのは大きいんじゃないかというふうに考えました。



以上です。

【増田部会長】 それでは、首藤委員、どうぞ御発言ください。

【首藤委員】 ありがとうございます。社会安全研究所の首藤でございます。私からは、資料2-1の16ページと17ページに関して、3点ほど簡単に申し上げたいと思います。

まず1点目は、資料2-1、16ページの①です。そちらには、災害のリスクが高い地域の居住人口を中長期的に減らしていこうということが書かれているかと思えます。基本的な方向性そのものは、私もそれは賛成するんですけども、このときに、リスクというものは「発生確率×被害」だという定義に照らして、ちょっと気になる点がございませう。

リスクが高い地域の人口を減らすというのは、このリスクの定義のうち、いざというときの被害を減らしましょうという考え方ではないかというふうに思えます。一方で、住まわれる方が減る、居住人口が減るということで、人々の手が入りにくくなることによって、リスクのもう一方の要素である発生確率が高まることのないかなということがちょっと心配に感じます。それがないようにいろいろと考えていく必要がある、リスクが高い地域が、人が住まないけれども、荒れ果ててしまっただけではよくないのではないかとこのことを考えておく必要があるのではないかとこのふうに思いました。

それから、同じページの②のほうです。「市町村の計画的な防災・減災対策への助言等」と書かれておりますけれども、この中では、いろいろな防災・減災対策は主に市町村が計画的に進めることが期待されるというふうに書かれています。表題自体は、そこに助言等をするよということではあるんですけども、私も防災・減災対策などの関連で、直接様々な地域の市町村とお付き合いさせていただく中で実感しますのは、市町村のレベルでハード、ソフト両面の防災・減災対策が、主体的、主導権を持って進めるというのは非常に難しい。人的にも、そもそも職員の数もそれほど多くないですし、専門的なノウハウも決して潤沢ではない中で、それが本当に現実的にできるかという、強く疑問を感じます。ですので、この②の中で、都道府県や国が関与するとか、積極的な助言をするというふうに書かれてはおりますけれども、都道府県や国にはもっと、それ以上の役割を果たしていただかないと現実的に進まないのではないかとこのふうなことを大変懸念いたします。

それから、3点目です。資料2-1の17ページのところで、(5)の表題として「危機への備えを最優先とする国土利用」というふうな記述がございませう。これ自体は決して強く反対するわけではないんですけども、「最優先」という表現に、非常に、本当にいいのかな、大丈夫なのかなという気持ちを抱きます。防災・減災とか安全をやっていると、バ

ランスというものがとても大事だというふうを感じる場面によく出会うことがあります。それと「最優先」という表現は相反する位置づけだなと感じておりまして、危機への備えを最優先とするという、本当に利便性ですとか経済発展ですとかというのとバランスを見ないで、危機への備えのほうが絶対優先だというふうに位置づけてしまっていていいんだろかということが非常に気になりまして、この「最優先」という表現について、もうちょっと深く考える必要があるのではないかというふうに感じました。

以上でございます。

《チャットによるコメント》

【畝本委員】 首藤委員の5－（5）に関するご意見に同感です。災害対策の話をするとどうしても備えの方に少し偏ってしまうのが悩ましいところです。危機への備えは必要ですが、多分に無駄となる可能性も（幸いにも）あります。過剰になってはいけないと思います。

一方、最初にお話しされた被害程度が大きい地域からの人々の流出が発生確率を上げるか、というご懸念も大切な観点かと思えます。ただ、人口減少の一つの対策として、部分的に自然の状態に帰す、ということも、ひとつの考え方かと思えます。管理という面では難しいと思うのですが、管理できていない自然は現存していると思えますので。

【増田部会長】 ありがとうございます。

それでは続いて、次の3名の方に御発言いただきます。家田委員、諸富委員、木場委員、このお三方です。

それでは、家田委員、どうぞ御発言ください。

【家田委員】 どうもありがとうございます。総合的なコメントということにさせていただきます。ただきたいんですが、今、首藤委員がおっしゃったのに本当に同感で、重なっちゃうかもしれないんですが、おっしゃったのをさらに強調したいという意味でお聞きいただければいいと思うんですけども、国土計画、あるいは国土形成計画と、この国土利用計画がセットみたいな格好で来たんですけども、いつも申し上げているように、国土形成計画のほうの緊迫感というものも実に弱い面がありまして、これからももっともっと緊迫していかなくちゃいけないと思っているんですが、それ以上に緊迫感に欠けてきたのが国土利用のほうでありまして、これは何か、ありきたりのことを書いておけばそれでいいんじゃないかみた

いなどころが従来あったかに思います、率直に言って。

しかし、日本の国土で今起きていることは、そんな生っちゃろいようなことで済むような話じゃなくて、しかも国土利用計画、国土利用という言葉自身が、法律の用語だから、これを直ちに換えろということをお願いじゃないんですが、その内容が、国土の上の土地あるいは空間を利用する、あるいは国土がもたらす資源を利用するという、そういう側面に非常に引っ張られている用語ですよ。だけど今我々に要求されている、日本で要求されているのは、利用という用語以上に、きっちりとしたマネジメントをやると、それは恐らく利用ということと同時に、管理ということセットにした概念ですよ。そのところを再確認したいと思います。

そういう中で言えば、例えば所有者の不明な土地だとか、地籍づくりが終わっていないだとか、あるいはあちこちで開発行為が行われているけども、その実態は、今、首藤委員おっしゃったように、個々の自治体では管理できる人員なんかは全然いませんし、技術者なんかいなかったりするわけですから、形式的なものなんですよ、紙に書いたものだけしか残っちゃいないんですよ。実際に造っている盛土なんかは、それと全然違うものが造られて、それが崩れて熱海の土砂崩れの被害を大きくしていると、こういうようなことが起きているのが実態なんですよ。だからぜひ、この利用のほうについては、国土管理を今徹底的にいいものにしない限り、日本の将来はないというくらいの強い物言いをしていただきたい。従来のような、何となくやっていたらいいというカルチャーを1ミリたりとも出さないようにしていただきたいというのが根本のところでございます。つまり、きちんと管理して、初めて形成計画も、あるいは利用もできるというところを再確認したいということでもあります。

それで、1つ申し上げたいのは、総合的管理という意味で、小田切委員もおっしゃったし、首藤委員もおっしゃったんだけど、大事なことはバランス感覚ですよ。どうも日本では、これが大事というと、それだけやると、他のことはどうでもいいという傾向がないではない。防災はもちろん重要ですよ、でも他のこともセットで考えなきゃいけないというのが、お二人の委員がおっしゃったエッセンスだと思うんですよ。

特に申し上げたいのは、防災だけじゃなくて、例えば再生可能エネルギーって、どこでもこうでもソーラーパネルを張りつければ、それが善であると、正義であるというかのようなことが起こっているわけです。でも、それを造っているところは急峻な斜面地の、崖崩れを起こしやすいようなところで、その施工管理も非常に手薄なものもあつたりすると、

これが国土管理の実態です。だから、大事なことである再生可能エネルギーの整備と同時に、そこに防災上の配慮は十分にされているのかというような、バランスの取れた、きちんとしたマネジメントができる体制にすべきだというのが言いたいところであります。

じゃあそのときに何が足りないかという、実はデジタルとかデータとか、そっちも重要なんですが、重要なのは人的資源が全くバランスが取れていないということなんです。地方分権あるいは地方への権限移譲、これが金科玉条のごとく形式的に進められている中で、だけど地方の人材は全く希薄、むしろ減らされていっているんですね、特に技術者は。しかし地方がやらなきゃいけないことになっている、この矛盾を突かないでどうするんだと、今回はそういうこともきっちりと言ってもらいたい。つまり、能書きだけ言うんじゃないくて、それを実行可能にするような資源をきちんとした、資源というのは人的な資源とか、お金の資源もですが、それもアサインして初めて実現するんだという緊迫感を出してもらいたいと思います。

最後にもう一言だけ言いますと、その総合的な管理なんです、総合的に管理するような組織をつくるというのは、なかなかこれ、言うはやすしで、難しい話です。だけど1つ考えられるのは、例えば防災マップ、水害のマップ、それから土砂崩れのマップも、あるいは国土の開発行為が今どこで申請されているかということ、あるいは森林の区域指定がどこでされているか、こんなことが今は全く別々のマッピングになっているんですが、それが重ね合わせて見えるような、重疊的な管理をこれからはするんだと、そして共有のデータにすることが重要ではないでしょうか。早道で、しかも実現可能な行為じゃないかと思う次第でございます。

以上、何人かの委員の背中を押しているような話で恐縮でございますけども、発言させていただきました。どうもありがとうございました。

**【増田部会長】**      ありがとうございました。

それでは、諸富委員、どうぞお願いします。

**【諸富委員】**      私は2点、脱炭素と、それから人口減少の国土利用へのインプリケーションについて発言させていただければと思います。具体的には、資料2-1の7ページ目にある論点、これについてお答えするような形になりますけれども、実は前回、地下委員がプレゼンテーションされていらっしやいまして、私も後から資料を拝見いたしまして、地下委員、非常にきちんとしたデータ分析に基づいて、脱炭素化時代における産業構造の在り方、それからエネルギーの姿、それが国土計画に及ぼすインプリケーションについて

非常に重要な問題提起されたと思ったんです。

産業が脱炭素化されていくと、恐らくいろんな意味で産業構造が変わっていくことが予想されるんですけど、それにデジタル化の動きも入ってきます。ただ、素材産業に代表される日本の製造業がやはり、脱炭素化しつつ、何とか生き残っていかなければいけないと、これは欧州も同じなんですね。じゃあ欧州も、脱炭素化して、素材産業はもう出ていけという話になっているかという、全くそうはなっていないんです。その中で、どうやって素材産業をキープしながら脱炭素化していくか。

またエネルギーも、かつては化石燃料だったものが、直近ウクライナへのロシアの侵攻で揺り戻しも起きていますが、やはり再エネ、水素、あるいはガス業界はメタネーションという話をしていますけれども、エネルギー源も非常に激変していくということになりますと、産業立地をどうするのか。それからエネルギーの供給源が変わってくるとすると、エネルギーをどこから輸入して、あるいは日本国内でどう生産してという、その地理的配置状況が随分変わってくる可能性も出てまいります。

例えば洋上風力、これは非常に期待された再エネの供給源ですけれども、北東北や北海道、日本海側で大量に発電されて、東北の日本海側が恐らくエネルギーの供給基地になる可能性もあるということを考えますと、そこからどういうふうに運ぶのかといったようなことや、そこで水素生成をするのかと、いわゆるグリーン水素ですよね。水の電気分解でやっていくというようなことを考えると、恐らく国土計画について再び、かつての全総、工業立地の計画をやった全総のようなものの現代版のような議論を、もう1回しっかりやる必要があるんじゃないかなと。産業構造の転換とエネルギー転換を、脱炭素時代に合わせた全総的な立地計画、それを議論しなきゃいけないとすると、この計画部会、ないしは国土計画の議論の中でしっかりやっていくべきではないかなというふうに思っております。これが1点目です。

それから2点目は、やっぱり人口減少で、これはもう既に委員の皆様方が強調された点で、改めて人口減少が進行していくと、私が最近、ある中心市街地、県庁所在地でしたけれども、訪れると、もうビルが全く使われていなくて、空洞化しているビルが幾つもあるという、その状況を見ましても、人口減少が今後さらに進んでいくと、中心市街地の未利用ビル、未利用空間の広がりというのが非常に進んでいくんじゃないかと。やはりそこからどうやって有効利用していくための空間再編をしていくかということが、非常に大きな課題にならざるを得ない。

これは既に、所有者不明の土地、それから空き家対策、あるいは森林の経営管理制度の導入等によって、ある程度、委員方御指摘のように、所有権というものを保持しているけれども、総体化を図っていきながら、適切に利用できる方に土地の利用権を譲渡していくというんですか、経営管理権を移していくような動きが起きていますよね。これがやはり都市に及んでいかざるを得ないんじゃないか。いきなりこういった審議会場で解決は図れないでしょうけれども、問題提起はしていく必要があって、所有権構造の見直しと、利用の促進のために何ができるのかということについて、真剣な議論がやっぱり必要じゃないか。あと、それを推進する主体は何なのかと、増田部会長も議論をリードされている、いわゆるランドバンクのような主体を本格的に活用していく議論が、国土計画の議論なんか位置づけられていくべきじゃないかなと思います。

以上でございます。

【増田部会長】 ありがとうございます。

それでは、木場委員、どうぞお願いします。

【木場委員】 ありがとうございます。木場でございます。

私からは、まず、資料2-1の16ページの一番下でございます。他の委員の方々とはちょっと視点が違って恐縮なのですが、国の助言は、「積極的に」と書いてあるのですが、ここは非常に重要だと思っております。こういう立地適正化計画ですとか事前復興計画、様々ご紹介いただきましたし、今日も資料で、国土利用計画の市町村計画等についてご説明いただきました。しかし、半分弱ぐらいの市町村でしか作成がなされていないという報告もございました。他の委員会に出ているようなのですが、これは形成計画に限らずですが、ここでせっかく議論を交わして計画ができて、実際には市町村に落とし込んで、そこで作成につながらないのは残念です。直接的に私たち住民を助けてくれるのは市町村なので、そこに計画のエッセンスが伝わらないというのは非常に残念です。ですから、この「積極的に」につきましても、きちんとした道筋を具体的につくってぜひ、推し進めていただきたいというふうに思っております。

次に、いつも同じことを申して恐縮ですが、やはり今回5つの御提案があって、非常にそれぞれ大事なことでございますが、これが私たち国民、住民の立場になるとどうということなのかというところの受け止めについてでございます。本日の資料の中には、ローカルSDGsという言葉があるので、恐らく、持続可能な形で私たちの地域にある自然をきちんと守っていきましようとか、あるいは災害リスクの高いところがあるので、行く行くは

引っ越してもらったほうがいい、とかいろいろあるのですが、自分のまちは一体どうあるべきかということは、ぴんとこないんですね。

例えば今日のニュースで、環境省が脱炭素先行地域26か所を発表いたしました。こういう分かりやすい、先進的な地域に住んでいるのであれば、分かりやすいのですが、そういう部分で、自分の住んでいる町や村がどういう特色があるのかというところを客観的に捉える機会をきちんとつくる必要があると思っております。これが教育なのか、あるいは広報なのか、そこは検討が必要でしょうが、どうやったら届くのか、あるいは関心を持ってもらえるのかというところが重要だと思っております。こちらの会議の第1回で同じようなことを申し上げたのですが、これからの施策が、どういうバックグラウンド、どういう現状把握の下になされていくかというところをきめ細かく丁寧にお示しすることが、最初に御発言ありました中高生にも分かるというところにつながると思います。その辺り、住民の方々の関心と意識を高めることで、これからの施策の理解度が上がると考えます。

そういった上で、私たち住民自身が自分のまちの特徴について整理をして、自分のまちの誇るべき点は何なのかとか、また反対に、課題は何なのか、ここを整理した上で、自治体がきちんと計画を立て、そして冒頭の、国からの助言を得て、それが住民に響くようなものになるように、そういうふうにしなればいけないなということを常々感じている次第でございます。

大体こんなところでございますが、資料にもありましたけれども、計画を立てても日々、変わっていくことがたくさんあるでしょう。特に気候変動の問題で、想定外の頻発に起こる大雨によって、それまではそんなに危なくなかった場所が、ここ数年で危険な地域に急に変わったとか、様々あると思いますので、そこは臨機応変に、柔軟に自治体にも対応していただいて、計画をつくっていただいたら、という気がいたします。いつも同じようなことを言って恐縮でございますけれど、やはり受け手である住民の立場に立った計画になるよう、そういうところを期待したいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

**【増田部会長】**      ありがとうございました。

それでは、次の3名の方、お願いします。瀬田委員、中出委員、桑原委員でございます。

それでは、瀬田委員、どうぞお願いします。

**【瀬田委員】**      よろしく申し上げます。土地利用、国土利用については、私も細々と断

片的に研究、あと現場に行ったりもしていますけれども、何というんですか、人口減少に関係するこういった問題というのは、対処すべきという、べき論は多いんですけども、解決しようとするモチベーションというのが、もちろん被害に遭っている人はあるんですが、全体としてはちょっと高くない状態が続いているかなというのが正直なところなんです。耕作放棄地の問題ですとか鳥獣被害の問題ですとか、あるいは私、先週見に行きましたけど、限界団地あるいは限界集落の問題ですとか、あるいはコンパクトシティもそうかもしれませんが、本当はしっかり解決しなきゃいけないという、みんな、べき論は言うんだけども、本気で解決しようとしている人あるいは主体が実際どれだけいるのかというと、正直そんなに多くない。結果として、問題は解決しないし、現実に悪化しているというふうな認識を持っています。

国土の管理構想については、中出委員の下で私も議論に少し加わらせていただきましたけれども、やっぱりそこでも議論になったのは、非常に、ビジョニングと小田切委員が言っていた、まさにそういうことなんですけど、ただ、誰がやるか、誰が本当にやりたいと思うのかという、そこがやっぱりまだはっきりしていないのかなというふうに思っています。そうすると、どうしても補助金で、モデル地域を選んで、そこは補助金でやるんですけども、その後が続かないということが結構、国土利用、土地利用の政策ではこれまでも何回かあったのかなと思います。

そう考えると、やはりモチベーションを高める、そのためには、もちろんモデル事業をやるのも大事なんですけど、実態を全体としてしっかり調べて、知ってもらおうということが大事だと思います。しかも、専門家はある程度知っているんですけど、ちゃんと国民に問題を共有してもらおうという意味では、データで、耕作放棄地がこんなにたくさん、何ヘクタールとかと言っても、あんまりよく分からないので、その深刻さをどううまく心に伝えるかというところが実は大事で、それが政策を動かすのかなというふうに思っています。そういった深刻さが伝われば、モチベーションを持った主体が出てきたり、あるいはそういうものにはしっかりお金を出さなきゃいけないという国民、市民の合意というのが生まれののかなというふうに思って、ふだんこういった研究もしております。

以上です。ありがとうございました。

**【増田部会長】** それでは、中出委員、お願いします。

**【中出委員】** ありがとうございます。中出でございます。今日を中心になっている管理構想は、先ほどから御紹介いただいたように、去年まで5年間、私が委員長を務めさせ



ていただいた議論で、最初は3年のはずだったんですけど、3年では終わらなくて、4年目、5年目とかかかってしまったものなんですけど、今日御参加いただいている専門の方々でもなかなか理解しにくい部分があると思います。

事務局の紹介でもちょっと触れられていたんですけど、資料2-2の4ページ目というのを見ていただいて、そうすると、各市町村よりも、より細かな単位、それを地域と、コミュニティのことを地域とって、その地域が、自分の関わりのある土地を、青い、今後とも使うところ、それから黄色の、なるべく使いたいけども、手のかからない形で使うところ、それから緑に関しては、防災上の危険性がなければ最低限で済ませる、そういうことをコミュニティで判断して、将来、20年後、50年後のことまで考えて、自分のためではなくて、自分の子供のためというよりも、それより次の世代以降までどうしていきたいのかということを考えて、まず計画、ビジョンをつくって、それに基づいて動いてもらうと。

そういうことを、長野市に合併された、合併といっても平成の合併ではないんですが、もっと前ですが、旧中条村というところでやったんですけど、国土管理企画室の方に相当苦勞いただいて、ワークショップを開いてやっていただいたんですけど、そうすると幾つか見えてきたのは、住民が熱心な場合には、こういうものができるわけではないのではないと。ただ、まず問題なのは、住民にどうモチベーションを持ってもらうのか。実は自分の土地のことだから、その土地をどうしたいのかというのは、コミュニティがしっかりしているところについては特にコミュニティ単位で考えようという気風はあるわけですね。そういう意味では郊外の住宅団地なんかも、昔からそういう意識が強いところはそういうところがあったりはします。ところが、そういう意識が希薄だと、どうにもならない。

それからもう一つ問題なのは、先ほど家田委員からとかも言っていただいたような気がしますが、問題は人的資源の問題で、もちろん住民という人的資源が担い手として少なくなっているというだけではなく、それを、行政主導というわけじゃないけど、行政が全然入らないわけにはいかないとすると、そういうことを担えるだけの行政マンが、能力の問題ももちろんですが、数もいないと。人口が3万以下のような市町村では、もうとてもじゃないけど、そういうことを専門的に担えるような人がほとんどいないわけですね。そうすると、どうするのかと。そこで、一応提案としてはアドバイザーとかコンサルとか、コンサルタントというのは職業としてのコンサルタントではなくて、そういうような方を入れたり、あるいは、今よく言われている地域応援をするような方々、いろんな言い方がありますが、そういう方々に手助けしてもらうという、いろんなことを言っていますが、い

ずれにしても人口減少の中で担い手が不足しているという問題。

それから、もう一つ認識していただきたいのは、土地は公的管理にしたほうがいい、これは事実だと思います。ただ、例えば、公的なものになって地価がゼロになったとしても、現状では誰も使いたがらない土地というのが世の中にはいっぱいあって、地価がゼロになったから使えるかという、そんなことはなくて、地方都市の中心市街地は、もしも地価がめちゃくちゃ安ければ、昔の大都市のジェントリフィケーションみたいなことが少しは起こり得るけれども、地方都市の中山間地域、あるいは大都市圏でも遠郊の住宅団地、もう本当に見捨てられているような遠郊の住宅団地、それから地方都市の、団塊の世代とかそれより前の世代を収容していたような地方の郊外住宅地というのは、誰も住みたがらないし、住まなくなってしまって、どんなことをやっても使ってもらえなくなっちゃう可能性があるというところが起きつつあるわけです。そういう意味では、まだ平場の農地というのは、農地を集約すれば大規模経営で何とかなるかもしれないということはあるんですが、中山間地とか、そういう今申し上げたような住宅系のところ、そういったようなところは、どんなに手をかけないようにしても、誰も使ってもらえなくなる可能性がある。

ただ、そこに誰もいなくなると、先ほど首藤委員が言っていたと思いますが、人がいなくなると圧倒的に危機管理能力が落ちるわけで、要するに国土の管理を、我々が国土管理の専門委員会でやったときには、人口が減ったときの国土の国民的経営というのが1つの論点で、みんなでどうやって国土を管理していくのかということをやるときにはどんな考え方があるだろうといったときに、人が住まなくなっていい地域というのはないとすると、どうやってそれを担っていくのか。ただ、少ない人で担うには、やはりどこかある程度、選択と集中が必要になってくるだろうということで、その辺りのときに、まさにリアルな問題として担い手が問題であって、担い手というのは住民と行政マン、それと応援団、いろんな人たちがいるんですが、これは交流人口とか関係人口、これは小田切委員がよく言われていますが、それをいっぱい、濃くすることも大事なんですが、それでもやはり足りないものは足りないわけですね、人的資源としては。お金がなくても動いてくれる人はいるんだけど、人の数が足りないというところをもう少し真剣に考えなきゃいけない、家田委員が真剣味が足りないと言われましたけど、真剣味はあるけど、どうやってやったらいいかなかなか分からない部分があるということが今になっているんだと思います。

そういう意味で、まず市町村の国土利用計画というのがまだ半分しかつくられていないというのは、やっぱり国土利用計画なんかつくってもしょうがないと思っている市町村が結構あるんですが、そうじゃないんだと、こういう市町村の国土利用計画みたいな構想の計画をちゃんとつくって、その構想の計画の下で管理とか維持とかいうようなことをちゃんとやるような、管理構想みたいなもので将来的なものを担っていくものをどうやってつなげていくのかということを考えていくところが大事で、そのためには、DXは大事なんですけど、DXはツールではありますが、やっぱりどうしても実際に動かすものではなくて、サポートするものなので、書く順番がどうのこうのというよりも、DXを前提にした国土利用というのはあるけども、DXが一番前に出ていくということはないんじゃないかという思いがあります。

ちょっと乱暴な言い方を大分しましたけれども、以上です。

**【増田部会長】** それでは、桑原委員、どうぞお願いします。

**【桑原委員】** 津南町の桑原です。私どもは、国土の維持でDXを活用する事例というのを少しずつつくっていかこうと思っていまして、このたび農地の情報通信を面的に整備するための計画の策定と試験的な導入に向かっているところです。遠隔によるため池の管理ですとか、圃場の自動給水栓の導入ですとか、ハウス内のセンサーの自動給水ですとか、そういったスマート農業に向けた取組を加速させていかこうということで向かっております。将来的に少ない耕作者の中でも田畑を維持していけるように、今から、少しずつですが準備していかこうというところです。

ただ一方で、総合的に申し上げますと、人が居住する地域と、このままだと無居住になっていく地域というのがあって、行政のお金のかけ方、優先順位のつけ方、それにおいて政治的な合意形成が非常に難しいと思っています。まさに日本の縮図ではないかなと日々感じておるんですけど、全国の自治体の公共施設の統廃合の議論が起こっているかと思いますが、そこに政治が乗ってきたりするわけなんですけれども、非常にやはり難しいなと思っております。何が難しくさせているのかなということでもずっと考えてきているんですけど、やはり世代によって問題意識の差はあって、より若い世代のほうが切実なわけなんですけれども、その世代間の差を埋めていくのが難しいかなと思って、今、実感しているところです。国のほうの助言がいっぱいあったとしても、中の考え方を変えていくのか、時代に適合させていくことの困難は全国どこもあるかと思いました。

また、これから担い手となっていく若い世代の方々、全国津々浦々にいる若い世代の方々

が少なくなっていく中で、維持していくものが1人の負担が大きくなっていくわけですが、社会の進みも速くて、若い人もどんどん忙しくなっていく中で、果たして自分ごとと捉えて共同性を再構築できていくのかなというところに、そこもかなり努力が必要だなというふうに思っているところです。

以上です。よろしくをお願いします。

【増田部会長】 ありがとうございます。

これが最後になるかもしれません。家田委員が2度目挙手されていますので、それでは家田委員、お願いします。

【家田委員】 すみません、一言だけ。本当にこれ、管理ってすごく大事な話で、ぜひ具体策をと思うんですが、御参考までに申し上げますと、インフラのメンテナンスというのは全く同じ構造なんですよ。市町村が持っている橋梁でいっても、皆さんよく御存じのとおり、50万橋梁もあるんだけど、市町村がそれを適切に管理できるような、つまりメンテナンスできるような状況には、率直に言って、ないんです。それをいくつかの市町村が少し集まって、そこで技術者を集めて共通して運用するようにして、何個分かの市町村のをまとめてやるようにすると、恐らくうまくいくんですね。

この国土の管理というのも、本当に地元の住民にうんとやってもらわなきゃいけない種類の管理もあるんだけど、ある種のプロフェッショナリズムでやっていくべき、つまり国土の管理を産業化すべきような種類もあるわけですね。それについても、さっきのインフラメンテナンスと同じように、個々の自治体がやるんじゃなくて、少しまとめたところでやっていくようにするというのが、先ほど中出委員がおっしゃっていたようなので言えば、デジタル化というのは道具にすぎないんだけど、組織化というのが今度は実現の1つのステップじゃないかと思うんです。

そこで申し上げたいのは、主としてデマンドサイドから我々は、こういう広域エリアを10万人規模でつくりましょうという話をしていますよね。あるいはデマンドサイドのニーズから、このくらいの大きさだったらサービスがちょうどいいなということでやってきたわけですよ。それがぴったりかどうか分からないけど、それを国土の管理や、あるいはインフラメンテナンス、全部共通して使う地域のまとまりなんだというようにすると、てんでんばらばらの話じゃなくて、共通していろんなことを総合的に考えることもやりやすくなるしと思います。また、その大きさに住民たちが、言わば地域の広域圏として動いているわけですから、住民のまとまり感もよくなるというふうに思います。ぜひ、広域地方圏

でしたっけ、その概念を、こっちの管理やインフラメンテナンスなんかにも共通して運用するという、強い打ち出しをされてはいかがかなと思う次第です。

以上でございます。

《チャットによるコメント》

【家田委員】 「広域生活圏」のまとめり概念をサービスへのデマンドのみならず、国土管理・インフラ管理の効果的実施の共通単位として運用してはいかがかと考えます。メリットが多いように思います。

《チャットによるコメント》

【富山委員】 家田委員に同感です。結局、ビジネスとしての持続性をつくらなければ人がいなくなるなかで国土管理に資源（人、もの）は持続的に投入できないと思います。そうでないと人口減少に見合わない思い切り巨大な政府にならざるを得ないです。これまた財政的に持続性はない。おそらくDXは経済的成立可能性を高める、生産性を高める上で重要で、マーケットデザイン、制度設計を上手にやればそこにスタートアップが入ってくる可能性も出てきます。

【増田部会長】 どうもありがとうございました。

あと加藤委員からも、2度目ですが、発言希望あるようです。加藤委員、お願いします。

【加藤委員】 すみません、2度目で、恐れ入ります。デジタルという点において、DXは頻出していますし、デジタル空間という言葉はあるんですけども、もう一步踏み込むと、メタバースとかウェブ3.0とか仮想通貨という世界があるかなと思っています。これはDXとはまたちょっと違う概念かなと思っています、かつ国土計画の活用には影響を与えるのではないかなと思っていますね。ウェブ3.0に関しては、インターネット世界の中央集権的なものから分散化を可能にするような概念ですし、メタバースについては、DXみたいにリアルをトランスフォーメーションする、置き換えていくというよりは、リアルはリアルで存在し、またそれを同期するのか融合するのか、ばらばらに存在するかも含めて、パラレルワールドっぽい、オンライン上のもう一つの世界的概念かなというふうに考えております。

世界では結構リアル社会に影響を既に与え始めているかなと思ひまして、例えばエルサルバドルでは仮想通貨のビットコインが法定通貨として採用されていたり、フロリダ州の

マイアミは、仮想通貨の中心地、クリプトコーストというのを標榜していて、今、暗号資産関連企業はこぞってマイアミに進出しているというか、押し寄せているんですね。テスラという電気自動車はビットコインで買うことができたり、こういうふうには、ある土地とか場所とか物に投資を呼び込むみたいな力を、もう既に発揮しています。

メタバースに関しては、フェイスブック社がメタに社名を変更したというのがちょっと有名ですけども、生活圏という定義が今回の国土利用の中でもありつつ、例えば一部はメタバース上で実現可能かもしれないと、ECだとしても、デジタルに検索してクリックするだけじゃなくて、御近所や店員さんと会話しながらコミュニティ機能を有するメタバース商店街で、リアルの中心市街地は衰退しているんだけど、そっちのメタバース商店街は流行っているとか、もちろんデジタル空間、DXという言及はあるんですけども、今私が申し上げたところ的なニュアンスってまだ弱いのかなと思ひまして、ここの進化、変化は急激に訪れていくと思うので、その観点も、ちょっとまた違う角度からの発言にはなりますが、申し上げさせていただきました。

以上です。

**【増田部会長】** ありがとうございます。発言希望ある方はここまでですが、あと皆さん、よろしいですか。

それでは、今日の質疑等はここまでとさせていただきます。青柳局長以下、事務局の方から何かございますか。

それでは、青柳局長から。

**【国土政策局長】** 国土政策局長の青柳です。今日は、皆さん多々御意見いただきましてありがとうございます。次回以降、これまでの議論を踏まえて、中間とりまとめに向けた提示をさせていただきたいと思ひます。

ちょっと今思っておりますのは、皆さんからいただいた意見、中間とりまとめまでに十分こなせるものばかりでは全くないというところもございまして。もしかしら国土形成計画を閣議決定する段階でも難しいテーマがいっぱいありそうだなというところもあって、そのあたりのまとめ方、閣議決定した段階でも終わりじゃないかもしれないというくらい思いも持っております。

またいろいろと御相談させていただきたいと思ひます。

**【増田部会長】** ほか、よろしいですか。

どうもありがとうございました。今日議論があつて、中間とりまとめまでに、計画部会

があと3回だったかと思いますが、そちらのほうの議論に次回から移ることになると思います。家田委員からいみじくも御発言ありましたけれども、緊迫感とか切迫感とか、やはり大きく変わってきている、テクノロジーも変わってきているし、人口動態も大きく変わってきているし、従来考えられなかった。委員の中の御発言ございましたけれども、所有者がそもそも分からない、実際にはそれは行政の書類の追っていける関係もあるんですが、そういうなかなかその真の所有者に行き着かないようなことであったり、様々なものが出てきている。負動産というんですが、負ける不動産ということで、所有者が分からない土地があったり、それから土地を持つこと自体が非常に負担になるというような、非常に劇的に前提条件が変わってきている中でのこれからを見通すということですから、難しさもあります。逆に言うと、大きく中身をこれまでとは変えていくという、そういう大胆さが今度の国土利用形成計画の中では必要であり、それと連動した形で、今日は国土利用計画の全国計画の話がありましたけど、都道府県計画、市町村計画全てが、それからさらに言えば土地利用基本計画も、全部そういったことでちょうど節目のものに変わっていくんじゃないかと、そんな印象を持った次第でございます。

ちょうど時間が18時になりましたので、今日の議論はここまでとさせていただきますが、また中間とりまとめに向けて様々な御意見賜ればと、このように思います。

では、あと事務局から今後の段取りについてどうぞ。

**【総務課長】** 次回の計画部会ですが、5月16日月曜日の14時30分から16時30分の予定でございます。議事や資料の詳細は、また改めて御連絡させていただきます。

本日の資料は既に国交省ホームページにて公開されておりますので、御利用ください。

以上でございます。ありがとうございます。

**【増田部会長】** ありがとうございます。

それでは、本日の部会は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —